**被保険者証・資格確認書関係**

1. 板橋区から都内へ転出された場合

ご転出先区市町村で資格確認書を交付します

ご転出先区市町村の後期高齢者医療制度窓口に提出

現在お使いの

被保険者証類

1. 板橋区から都外へ転出された場合

ご転出先区市町村の後期高齢者医療制度窓口に提出

ご転出先区市町村で資格確認書を交付します

❶東京都外へ

転出される方へ

❷負担区分等

証明書

**※板橋区後期高齢者医療制度の資格有効期限は　転出日の前日まで　です。**

**転出日以降保険を使用した場合には、保険者支払医療費を返金していただく手続きが必要になりますので、ご注意ください。**

※現在お使いの被保険者証類は、ご転入手続き完了後、返信用封筒で板橋区にご返却ください。

1. 他の区市町村から板橋区へ転入された場合・区内で転居された場合

❶新しい資格確認書はおおよそ１週間後に特定記録でお送りします。

　令和６年１２月２日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、紙の被保険証の交付は終了となります。現在被保険者証をお持ちの方も、マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書をお送りします。

❷資格確認書が届くまでの代わりに、「医療機関の方へお願い」をお渡しします。

( 医療機関へ提示することで、資格の状況を区役所から医療機関へご説明いたします。)

**マイナ保険証とは？**

健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。

利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関や薬局に備え付けの　顔認証付きカードリーダーから行うことができます。「ご自身での連携作業が難しい」「対応するスマートフォンを持っていない」という方を対象に、板橋区役所本庁舎、赤塚庁舎で連携手続き支援を行っています。

**保険料関係**

◎後期高齢者医療保険料は、区市町村ごとに被保険者の皆さまへご請求しています。

1. 板橋区から他の区市町村へ転出された場合

❶保険料は、前月分までご負担いただきます。

❷前月分までの保険料を再計算し、翌月以降に保険料額の通知書をお送りいたします。

❸お手元に届きました書類に応じて、過誤納還付金の申請手続き又は保険料の追加納付

をお願いいたします。

❹年金天引き（特別徴収）や口座振替の方に関しては、区役所側で中止の手続きを行いますので、お客様による中止の手続きは必要ございません。

❺年金天引きや口座振替を中止する手続きに、一定の時間を要するため、ご転出後も引かれてしまう場合がありますが、それまでのお支払金額と合わせてご清算させていただきます。

※転出後の保険料については、転出先区市町村窓口にご確認ください。

1. 他の区市町村から板橋区へ転入された場合

❶保険料は、ご転入月分からご負担いただきます。

❷ご転入手続きをされた翌月以降に、保険料額決定通知書と納付書をお送りいたします。なお、保険料のお支払いについては、**今までの支払い方法にかかわらず納付書**でお支払いください。

❸年金天引き（特別徴収）の対象となる方は、自動的に開始させていただきます。なお、転入時期によって年金天引きへの切り替え時期が異なります。年金天引きを開始する場合は通知をお送りします。年金天引きが開始されるまでは納付書でお支払いください。

※条件により年金天引きの対象とならない場合があります。

❹公的年金のない方や住所地特例施設へのご転入などで年金天引きの対象にならない方は、口座振替をご検討ください。

※お手続きが必要となります。書類をお送りしますので、後期高齢医療制度課までご連絡ください。

問合せ先　東京都板橋区役所　後期高齢医療制度課

電話番号　 03-3579-2327・2373